

個人情報保護審議会答申第 142 号の概要

答申第 142 号（諮問第 166 号）

件名	警察安全相談等・苦情取扱票等の一部開示決定に関する件		
原処分の内容	<p>一部開示決定（平成 31 年 1 月 18 日）</p> <p>愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記 1 の開示請求に係る保有個人情報として別記 2 の行政文書を特定し、一部開示決定した。</p>		
審査請求の内容	<p>開示を求める審査請求（平成 31 年 2 月 20 日）</p> <p>私が開示請求した「個人情報の内容」が開示されず、別の書類が開示された。よって、私が開示請求した文書の開示を求める。</p>		
答申年月日	令和 2 年 8 月 25 日	諮問年月日	令和元年 9 月 25 日
答申内容	<p><b><u>決定を取り消し、別記 1 の各請求内容と別記 2 の行政文書との対応関係を明らかにして、改めて決定すべき</u></b></p> <p>1 本件審査請求の趣旨について</p> <p>自己情報開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び意見陳述並びに処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件審査請求の趣旨は、一部開示決定の不開示部分の開示を求めるものではなく、本件保有個人情報の特定に対するものであると解されるため、本件保有個人情報の特定の妥当性について、以下検討する。</p> <p>2 本件保有個人情報の特定について</p> <p>本件開示請求書の「開示請求をする保有個人情報の内容」欄には、別記 1 のとおり記載されている。本件開示請求に対して、処分庁は、本件一部開示決定において、別記 2 の文書 1 から文書 19 までの行政文書に記録されている保有個人情報を特定した。</p> <p>当審議会が文書 1 から文書 19 までを確認したところ、その記録内容から、審査請求人に係る警察安全相談等や苦情に関して作成又は取得したものであることは認められた。しかし、これらの文書と別記 1 の①、②、③に記載された各請求内容との対応関係は明らかにされていなかった。</p> <p>開示請求をする保有個人情報の内容が複数に分かれていても、相互に関連し、実質的に同一の内容であるといえるときは、各請求内容と対象文書との関係を明らかにすることなく、まとめて決定することも認められるというべきである。しかし、開示請求をする保有個人情報の内容が複数に分かれていて相互に関連していても、それぞれが独立した内容である場合は、各請求内容と対象文書との対応関係を明らかにして決定すべきである。まとめて決定すると、各請求</p>		

	<p>内容について文書特定が正しく行われているかを判断することができないからである。</p> <p>別記1の請求内容は、審査請求人が稲沢警察署長宛てに提出した質問書に対して、①対応をどのようにするのか判断した文書、②警察署が「回答済み」と判断する根拠となった資料、③質問書に記載した11項目について、回答した内容がわかる文書であり、それらは相互に関連しているものの、それぞれが独立した内容であるといえる。</p> <p>したがって、各請求内容と対象文書との対応関係を明らかにして決定すべきである。</p>
--	--

#### 別記1

私が警察署長宛てに提出した質問書に対して

- ① 対応をどのようにするのか判断した文書（決裁文書）
  - ② 警察署が「回答済み」と判断する根拠となった資料
  - ③ 質問書に記載した11項目について、回答をした内容が分かる文書
- 請求日現在 警察署で保管するもの

#### 別記2

- 文書1：警察安全相談等・苦情取扱票
- 文書2：起案文書の写し
- 文書3：警察安全相談等・苦情取扱票
- 文書4：警察安全相談等・苦情取扱票
- 文書5：警察安全相談等・苦情取扱票
- 文書6：警察安全相談等・苦情取扱票
- 文書7：収受票
- 文書8：起案文書
- 文書9：収受票
- 文書10：起案文書
- 文書11：収受票
- 文書12：起案文書
- 文書13：収受票
- 文書14：起案文書
- 文書15：収受票
- 文書16：起案文書
- 文書17：収受票
- 文書18：起案文書
- 文書19：収受票